

川崎市建築確認申請等事前審査制度実施要領

(目的)

第1 本要領は、建築基準法（以下「法」という。）第18条の3の規定により定められた平成19年国土交通省告示第835号「確認審査等に関する指針等」に基づく確認審査等を円滑に運用するために実施する建築確認申請等事前審査（以下「事前審査」という。）について必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2 本要領は、川崎市建築主事（以下「建築主事」という。）へ法第6条第1項に定める確認申請又は法第18条第2項に定める計画通知を行う予定の建築物のうち、建築主が希望するものについて適用する。

(事前審査の手続き等)

第3 事前審査を受けようとするものは、必要な関連規制の事前協議を終えた後、別に定める「建築確認申請等事前審査願書」（以下「願書」という。）に建築基準法施行規則第1条の3に規定する図書及び書類（ただし、副本は1通とする）を添えて、建築主事に提出するものとする。

(設計者の義務)

第4 設計者は、法第6条第1項に定める建築基準関係規定に適合するよう設計し、図面を作成しなければならない。
2 設計者は、別に定める確認申請チェックリストで提出図書の確認を行った上、そのチェックリストを提出図書に添付しなければならない。

(事前審査の内容等)

第5 建築主事は、意匠、構造及び設備に関する事項について、建築基準関係規定に適合するかどうかを審査する。ただし構造計算適合性判定及び消防長等の同意に係る部分の審査は行わない。

(事前審査の結果の通知)

第6 建築主事は、第5の審査の結果、建築基準関係規定に適合することを認めるときはその旨を、建築基準関係規定に適合しないことを認めるとき、又は建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないときはその旨、及びその理由を記載した事前審査結果通知書を建築主に通知する。

(事前審査の目標審査期間)

第7 建築主事は、願書受付後21日以内を目標に、第6の事前審査の結果を通知するよう努める。

(図書の訂正等)

第8 建築主事は、建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めるとき、又は提出された図書の記載によっては建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できないときは、図書の訂正又は追加説明（以下、「訂正等」という。）を求める。

(事前審査の終了)

第9 建築主事は、建築基準関係規定に適合することを認めるとき、又は第8により求めた訂正等が終了したことを認めるときは、事前審査を終了する。

2 提出された図書及び書類の記載事項に、著しく不整合が認められた場合、及び建築主又は設計者の都合による計画変更があった場合には、前項にかかわらず事前審査を途中で終了し、その旨を建築主に通知するものとする。

(確認申請の提出)

第10 建築基準関係規定に適合するものとして事前審査を終了したものは、川崎市建築主事に確認申請を提出するものとする。

2 事前審査で提出した書類は、事前審査終了後、確認申請又は計画通知時の申請図書の一部として扱うこととする。

附則

- 1 この要領は、平成21年1月5日から施行する。
- 2 施行後6ヶ月以内に要領の見直しを行う。

附則

- 1 この要領は、平成21年7月6日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成25年10月18日から施行する。

附則

- 1 この要領は、令和3年3月1日から施行する。